

平和で静かな空を

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 12号

発行 09年6月1日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>



## 現地進行協議

(現地視察)

やっと実現！だが

飛行機が飛んでるよ



5月18日(月)14時15分から、第四次爆音訴訟の最初のヤマ場である、裁判所による「現地進行協議」が行われました。私たちは、裁判の冒頭から「裁判所は爆音のひどさを現地で体感して、審理を始めて欲しい」と「現地検証の実施」を再三にわたって要望していましたが、裁判所も國も腰が重くなかなか「現地検証」の実施には応じてきませんでした。やっと「現地進行協議」という形で行われることになりました。

本来の「現地検証」では有りませんでしたが、「厚木基地の様子」や「住宅密集地の中に存在する基地」などの実態を裁判官は感じ取った様子でした。

残念ながら午前中頻繁に飛んでいた艦載機が「進行協議」が始まった途端にピタリと飛行を止めてしまいました。「進行協議中に離陸したのはP3C一機のみ」でした。

基地南の「福田ちびっ子広場」と北の「みどりの広場44号」には、原告の皆さんのが南・約20名、北・約60名集まり、「報告集会」を開いて「原告の裁判にかける意気込みをアピール」しました。早朝から準備にご協力頂いた「爆音測定Project」の方々、お集まり頂いた原告の方々、検証の対象となられた、富樫健八郎さん・小野抗夫さん・住中秀夫さん・村田信之さんに厚くお礼申し上げます。

「現地進行協議」の詳細は林戸孝行弁護士の「現地進行手続きについて」をご覧下さい。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

## 現地進行協議手続について

弁護士 林戸孝行



平成21年5月18日、現地での進行協議手続が行なわれましたので、その内容についてご報告致します。

進行協議手続とは、裁判所、原告、被告が裁判の進行についての打合せを行なうための手続で、通常は裁判所内で行なわれ、この第4次厚木基地訴訟でも2か月に1回行なわれています。

弁護団は、訴え提起後間もない頃から、基地の爆音を裁判官に体験してもらうための検証を早期に行なうよう申請を行なっていました。これに対して国は、検証は争点が煮詰まってから行なうべきもので未だ時期尚早との反対意見を述べ続けて来ました。

確かに通常の訴訟では検証等の証拠調べ手続は争点が出来てから行なわれていることもあって、弁護団の強い要求にも関わらず裁判官はなかなか現地に出向こうとしなかったのですが、ジョージワシントンが横須賀を出ようとしている今の時期を逃してしまうと基地の爆音を体験できる次の機会がいつになるかわからないこともあります。ようやく今回裁判官の重い腰が上がりました。ただ、裁判官に基地の爆音被害を体験してもらうのは、本来は正式な検証手続によるべきところですが、今回は、空母のいるうちに取りあえず早急に現地の状況を見るという目的で、5月に予定していた進行協議期日を利用し、「(裁判所ではなく)現地で進行協議を行う」という名目で、事実上裁判官に基地被害を体験してもらうことになりました。

当日、3人の裁判官が相模大塚駅前に到着した直後の午後2時過ぎから、2機のP3Cがタッチアンドゴーを繰り返しながら駅前上空を何度も飛行しました。この様子を見た裁判所側が、「低いなあ」と驚いたように感想を漏らしていたのが印象的でした。この時点では、飛行機は基地南側から着陸を行なっていましたので、あらかじめ準備していた基地北側と南側の2ルートのうちの南側ルートを回ることに決め、2時15分に相模大塚駅を出発しました。

その後、滑走路南端近くの引地川公園ゆとりの森から基地を観察してもらつた後、大和市福田の原告富樫さん宅にうかがい、騒音測定を行ないながら飛行機を待ちました。その後、同じく福田のちびっこ広場でも同様に飛行機を待ちました。しかし、結局相模大塚駅前でのP3C以降はほとんど(全くといつてもよいでしょう)飛行機は飛ばず、大変残念ながら今回は裁判官に基地の爆音を体験してもらうことは叶いませんでした。

今回は、裁判官が相模大塚を出発した直後に、風向きが変わったという理由で飛行機の着陸方向を北側に変更する管制の指示が出されてしまった上、離着陸も全く行なわれませんでした。裁判官の耳に飛行機の爆音が届かぬよう意図的に操作しているのではないかと疑われるような状況であり、当日立ち会った原告の方々や弁護団員も憤っていましたが、少なくとも、基地さえなければいかに静かな環境にあるかということを裁判官に感じてもらえたという収穫はあったものと思います。

先にも述べましたとおり、今回は正式な検証という訳ではなく、今後あらためて正式な検証が行なわれることになります。その際には、今回の経験も踏まえて十分に検討を重ね、裁判官に基地被害の実態を感じ取ってもらえるよう工夫を凝らして行きたいと考えています。

今回、準備段階でご自宅にお邪魔させていただいた4世帯の原告の方々を始め、多数の原告の皆さんにご協力をいただき、弁護団一同大変感謝しております。今後予定されている検証でも、さらなるご協力をいただけますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

## 現地進行協議に参加して

大和第5支部支部長・矢沢 洋二

裁判所・弁護団・原告団三者による現地進行協議が去る5月18日(月)に実施されました。

当日は、南側着陸コースと決定となり、午前10時よりテントの組み立て等設置し、準備万端整えて騒音測定や、カメラ撮影担当などが計測を開始しました。

結果は、午前中FA18ホーネット20回とP3C30回、ヘリコプター15回その他輸送機が5回の飛行が記録された。

FA18ホーネットが20回の着陸の中で最高デシベルは105.8デシベルを記録した。

午後3時頃裁判官3名・国側代理人・原告・原告弁護団等が「ちびっ子広場」に到着。早速「富士屋」に計測器を設置計測したが、15時02分にP3C1機とヘリコプター1機が飛行しただけであった。

これらの検証をした中で私が感じたことは、裁判所が来たとん飛行が止まり、現地検証が実施された時間帯午後2時20分以降はP3C: 78.0デシベルとヘリコプター1機が旋回し、74.2デシベルを記録した2回のみであった。

爆音に反対する立場から言うと矛盾するが、爆音被害者としてはこのような時こそ通常飛行し、爆音を裁判所に聞かせるのが自然の成り行きであると私は思う。

## 裁判は今が一つの節目の時期

原告団長：藤田 栄治

私たちの第四次爆音訴訟は、提訴以来6回の口頭弁論を済ませました。また、裁判官、国、原告弁護団の三者による進行協議も糸余曲折はありましたが、ほぼ順調に推移しています。ただ、国側も準備書面を通して「原告らの被害は、究極的には飛行場周辺から転居することによって避けられる性質の損害」と暴論とも言うべき主張をしていますので、これらに対して原告の毅然とした態度を示すことが問われています。いま原告団は、被害状況・居住状況陳述書の作成作業に取り組んでいますが、これは裁判の有効な証拠書類となると共に、國の暴論が誤りであることを立証する大事な作業です。裁判は、いまが一つの節目となる時期です。原告の皆さんの一層の協力を訴えたいと思います。

## 第6回 口頭弁論が開かれました \*\*\*\*\* 4月22日(水) 横浜地裁 \*\*\*\*\*

弁護団、行政訴訟・民事訴訟による  
「飛行差し止め請求」の正当性を主張!!

第6回 口頭弁論が、4月22日(月)  
午後1時30分から横浜地裁 101号法廷で開かれました。

原告・支援団体約70名が傍聴に参加しましたが、残念ながら傍聴席には空席が見られました。

口頭弁論は約30分足らずで閉廷しましたが、弁護団から福田 護先生と戸張 雄哉先生が、第四次訴訟での最大の争点である、「行政訴訟・民事訴訟」による「米軍機・自衛隊機の飛行差し止め請求」について、過去からの政府見解や判例・学説などを引用しその正当性を主張しました。

また、原告意見陳述では大和市西鶴間5丁目に在住の 小川 義郎さんが、滑走路の北約1,7kmの爆音激基地域で41年間被害を受けてきた実態を陳述しました。

口頭弁論終了後、報告集会を「ワーカピア」で、進行協議が横浜地裁 707号法廷でそれぞれ行われました。

「報告集会」では、渡部 英明弁護士から「本日の口頭弁論の内容について」、また中村 俊規先生からは、「小川 義郎さんの原告意見陳述について」それぞれ解説をして頂き、小川 義郎さんからは、「原告意見陳述」を行った感想が語られました。

一方、「進行協議」では、裁判官・弁護団・国側代理人の三者で、「現地進行協議」(現地視察)の具体的な実施手順の協議が行われ、5月18日(月)14時15分から実施することが決定しました。



## 4月22日の弁論のご報告

弁護士：渡部 英明



1 4月は裁判所の人事異動ということで、右陪席裁判官と左陪席裁判官が交代しておりました。また、被告の代理人の主任格も交代しております。

2 今回の当方の準備書面は、民事差止と行政差止に関するものです。内容は難しいところもありますが、民事差止めは、第1次厚木基地訴訟最高裁判決を批判し、行政差止めは、被告の主張が政府統一見解と異なることを指摘しているものです。

3 民事差止の準備書面の概要は、次のとおりです。

① 本件自衛隊機の差止請求は、そもそも「自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求」ではなく、訴訟物や紛争の実質からして民事事件であること

② 自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限行使が「公権力の行使」に該当するとした厚木一次最高裁判決は、伝統的な「公権力の行使」概念に反する上、適正手続保障の趣旨を没却するものであること

③ 過去の公用物の設置管理に関する判例の動向にも合致しないことから、誤りであること

④ 仮に、自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限行使が「公権力の行使」に該当するとしても、本件自衛隊機の差止請求において原告らは、同権限行使の取消変更ないし発動を求めているものではないから、民事訴訟で審理されるべきであること、司法権の実質的な紛争解決機能からいっても民事上の差止が認められるべきであること

4 行政差止の準備書面の概要は、次のとおりです。

① 厚木基地内の日米地協定2条4項(b)の適用の施設及び区域（厚木基地滑走路等を指します。）について、政府統一見解は「第2条4項(b)に該当しますのは、要するに、我が方が管理権を持ちまして、我が方の責任において管理する、しかし一定期間を限って臨時に米軍に使用を認める、我が方が主であって、臨時に認められる米軍の方は従でありあるいは客である、こういう関係で使用を認めるという態様であります。・・・ 地位協定第2条4項(b)でいう「一定の期間を限って使用すべき施設・区域」とは、・・・ 日本側のものではあるが、米軍の使用が認められ、その使用する期間が何らかの形で限定されるものをいうが、かかる施設・区域としては、実情に即して考へるに、一応次のとおりがあげられる。・・・(3) 米軍の専用する施設・区域への出入りのつど使用を認めるもの。・・・」というものであり、この点は当事者間に争いがないこと

② 被告（防衛府長官ないし防衛大臣）は、米軍に対し、厚木基地滑走路等について、米軍が専用する施設・区域への出入り目的の使用のみを認め、それ以外の目的の使用は認めない、という権限を有すること

③ 厚木基地滑走路等における「出入りのつど使用を認める」ことの意味は、「厚木基地内にある修理施設等に行く場合に限って、滑走路の使用を認める。」と解釈するのが合理的・常識的解釈であって、被告が主張するように「共同使用関係から必然的に生じる期間（時間）の限定」を定めたにすぎないと、交通整理をするにすぎないと曲解することは、到底許されないこと

④ 現在、現実に、厚木基地滑走路等で頻繁に実施されているタッチアンドゴー等の訓練は、操縦士の離着陸・離着艦訓練であり、厚木基地内にある修理施設等に行く場合に該当しないことは明白である。厚木基地滑走路等をタッチアンドゴーのような訓練飛行に使用することまで認められている、主たる目的の範囲内であるというような被告の主張する解釈は、政府統一見解を全く逸脱するものであり、そのような解釈を正当化する余地はないこと

⑤ 現に米軍機が厚木基地滑走路等を使用できているのは、防衛大臣が、黙示的にせよ、米軍機が厚木基地滑走路等を使用するつど、それを認めるという行政処分をしているとの帰結であって、「防衛大臣による使用の許可」という行政行為が存在しないということにはならないこと

5 今回の被告の主張は、種々の周辺対策の実施に関して、①住宅防音工事、②住宅防音工事以外の防音対策、③移転措置等、④行政措置自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限行使が「公権力の行使」に該当するとした厚木一次最高裁判決は、伝統的な「公権力の行使」概念に反する上、適正手続保障の趣旨を没却するものであることによる周辺対策、⑤民生安定施設の整備等の助成、⑥障害防止工事の助成措置について、述べております。

6 民事差止も行政差止も今後まだ主張が続く予定です。

## ～突然の爆音に動きが止まる～

陳述全文・大和在住：小川 義郎さん



1 私は、日々激しい爆音被害を受けている第四次厚木爆音訴訟の原告の一人として、意見を述べさせて頂きます。

私は、昭和15年の生まれで、現在満68歳になります。

昭和36年、日本ピクター株式会社に入社し、昭和38年9月からは、大和市下鶴間に新しくできた大和工場に勤務するようになりました。

当時、私は川崎市中瀬の実家から大和工場まで通勤しておりましたが、通勤に不便なので、現在の住所地に土地を購入して建物を建て、昭和43年2月に転居しました。

2 私の自宅は、厚木基地の滑走路北端から北北西方向に、約1.67キロメートル離れた場所にあります。

私の自宅の近くには泉の森公園があり、厚木基地を離発着する航空機による爆音さえなければ、住むにはとても良いところです。

私が家を建てた当時は、周辺にはまだ住宅は少なく、多くは空き地でした。

航空機が飛ぶのも、1日2、3回という程度で、航空機の音はほとんど気になりませんでした。

そもそも私は、現在の住所地に越してくるまで、基地のことはあまりよく知りませんでした。

越してきて何年か経ったころ、一度厚木基地を見に行ったことがあります、広大な基地を目の当たりにして、すごい所に基地があるなど非常に驚いたことを覚えています。

3 米軍のジェット機の旋回性能が高まったのだと思いますが、5年ほど前から、厚木基地を離発着する航空機は、従来の飛行コースとは異なり、まさに私の自宅の真上を通過するようになりました。

以前は、厚木基地を発進するジェット機は、同基地の滑走路の延長線上を真っ直ぐ飛び立つため、私の自宅からは、東の方角の低空を飛ぶ姿を見ることが多かったのですが、現在は、離陸すると、すぐに北北西の方向に旋回し、そのため私の自宅のまさに真上を飛ぶようになったものと思われます。

真上から落ちてくる爆音というのは本当に凄まじく、家自体に震えるような衝撃が走ります。

ジェット機の爆音は、激しいときには、朝早くから始まります。

一機が、「グワワー」という爆音を轟かせて、すごい早さで飛んで行き、その音がまだ消え去らぬうちに、また次のジェット機が、「グワワー」という爆音を轟かせて飛んで行く。

そんなことが、数秒おきに、5機も6機も繰り返されます。

そうして、30分ほどすると、多分ぐるっと旋回してきたのだと思いますが、再び同じような調子で爆音を撒き散らし、そんなことを3回くらい繰り返します。

ジェット機は、着陸するときも、遠くの方から、「ウン、ウン、ウン、ウン……」というものすごい音を立てて、ゆっくりと降下してきます。そのときの風の向きでジェット機の離着陸の方向が決まるのだと聞いていますが、離陸時も、着陸時も、激しい爆音に違いはありません。

4 爆音のため、電話していても、声が全く聞こえず、電話の相手に、「ちょっと待って下さい」と言って、じっと爆音をやり過ごすしかありません。

せっかく楽しくテレビを観ていても、音が聞こえないため、ほとんど興味がそがれてしまいます。

私は、庭をいじることが好きやかな趣味なのですが、爆音が降ってくると、あまりの凄まじさに、作業を中断して、家の中に逃げ込むしかありません。

爆音のため外にも出られず、家の中に拘束されている状態が続くと、イライラが高じてノイローゼになりそうです。

また、大野原小学校の近くに踏切があり、私も良く通るのですが、ジェット機が爆音を撒き散らしているときは、踏切の警報音が全く聞こえなくなります。

警報機の矢印が点滅していることに気が付けば良いのですが、もし気が付かないまま、遮断機が下りる前に踏切の中に入ってしまったと思うととても恐くなります。

5 私は、平成12年8月、日本ピクターを定年退職した後、地区的スポーツ活動のボランティアとして、地域の皆さんのためにお世話をできました。そのボランティアとしての仕事は、休日に、大野原小学校と西鶴間小学校の体育館や校庭の管理をするというものです。

大野原小学校と西鶴間小学校は、いずれも滑走路のほぼ真北に位置し、爆音が最も激しい地域にあります。

私は、ほぼ毎週日曜日の朝8時半から、校庭の場合は午後5時まで、体育館の場合は午後9時まで、施設の管理業務を行っています。

日曜日には、県内外から、子どもたちが付添いの父兄とともにやって来て、サッカーやソフトボールの試合を行います。

子どもたちが、一生懸命にボールを追っている姿には、思わず応援したくなるような、ほほえしさを感じます。

そんなとき、突然ジェット機がやって来て爆音を轟かせると、子どもも大人も、体が固まってしまったかのように、動きが止まってしまいます。

何事が起きたのか良く分からず、一様に非常にびっくりした様子でお互いに顔を見合わせたりしています。

せっかく、子どもたちが、精一杯頑張って、いい試合をしているのに、ジェット機の爆音によって中断を余儀なくされるのは、見ていて可哀想になります。

何年か前には大野原小学校で体育館の管理をしていたとき、航空機からオイルが漏れたのではないかと思われる悪臭が辺りに立ちこめ、非常に不快かつ不安な思いをしたことありました。

6 私は、余りの爆音のひどさに、どうしても我慢ができず、初めて、第何年か前には、大野原小学校で体育館の管理をしていたとき、航空機からオイルが漏れたのではないかと思われる悪臭が辺りに立ちこめ、非司法の力によって、爆音被害がいくらかでも軽減されることを期待し続けた10年間でしたが、結局、裁判所によって、国の爆音の違法性がきびしく断罪されたにもかかわらず、その後も、何ら爆音の状況は変わっていません。

損害賠償金を払っているから、国は堂々と基地を保持しているのだとう人もいます。

もしもそうなら、お金はいらないので、明日から航空機を飛ばさないで欲しいと思います。

賠償金にしても、結局のところ、私たちの税金から支払われているわけであり、税金を使うことによって、国が騒音をまき散らし続けているだとしたら、全くもって心外です。

7 この裁判の中で、国が、爆音による被害を「転居によって避けることのできる性質の損害である」という主張をしたと聞いています。

これには心の底から腹立たしい思いがしました。

誰がそのようなことを言ったのか。

国の上の人たちは、この訴訟において、そのような主張がなされていることを知っているのか。

全く騒音の実態を知らない人だからこそ平氣で言える主張だと思います。いまだ、平氣でそのような主張ができるほど、國の厚木基地の爆音被害に対する認識がとぼしいとしたら、爆音が解消されるまで、あと何十年我慢すれば良いのでしょうか。

何をやっても無駄なのかもしれないと思うと、無力感すら覚えます。

8 しかしながら、気持ちがくじけそうになりつつも、一人一人が何かをしない限り、何も変わることはないのだと思い、第四次厚木爆音訴訟にも原告として参加しています。

徐々にでも爆音被害を少なくしたい、そしていつの日か厚木基地をなくしたい、それが私の切なる願いです。

9 最後に、原告の一人として、本日この法廷に立ち、意見を述べさせて頂く機会を得ましたことに、深く感謝申し上げ、私の意見陳述を終わらせて頂きます。

### …事務局からのお願い…

#### 原告に変動が有った時はご連絡下さい

転居やご結婚などで転出される原告、お亡くなりになられた原告の方など原告に変動が有った時は必ず事務局にご連絡下さい

### …会計からのお願い…

#### 原告団会費の納付をお願いします

原告団会費を未納の方がいます。会計から納付願いの文書を去る5月22日付けで郵送してあります。至急最寄りの郵便局で振込方をお願いいたします。「払込取扱票」が必要な方は、事務局までご連絡下さい。再発行いたします。



## 陳述書の作成が 急ピッチで行われています

私たちの訴訟で、裁判官が判断を出すために重要な判断材料となる、陳述書の作成が各支部で進められています。当面677名の方々の「被害状況」、「健康被害」とそのご家族の「居住状況」について陳述書を作成しています。毎週土曜・日曜をフルに使って急ピッチで進んでいます。

\*「爆音被害状況」は、日常生活での爆音による被害（会話やテレビ・電話の音声が聞こえない、血压が上がる、イライラしてストレスがたまる、夜寝付けない、病人が安静に出来ない等）を、弁護士が皆さんから聞き取りをしながら、陳述書を作成して行きます。

\*「居住状況」は、原告の皆さん（原告一人一人）が、いつから、どんな理由で提訴した時

の住所に住むようになったのか（代々住んでいる、転勤で社宅に入居した、嫁いできた、新居購入時に基地があることは解らなかった等）を陳述書として、まとめて行きます。これは、被告・国が主張する「危険への接近」（爆音のうるさい地域と知りながら、住むようになってしまった）論を覆すための陳述書で、損害賠償の判断材料となります。

陳述書を作成して頂く原告の方々（当面677名）には、

- ・作成協力依頼文書 = 作成日・作成時間・作成会場と地図
- ・下書き用 陳述書（被害状況） 陳述書（居住状況）

- ・被害状況作成にあたり、健康の被害に関して、お聞きしたい事項

- ・図 1 = 厚木基地周辺センター図をお送りします。必要事項ご記入の上作成当日に認印・会員証と共に持参下さい。

\*陳述書作成状況（5月25現在）と今後の作成日程

支 部	陳述書作成対象人數	6月以降に作成予定人數		5月・6月の作成日程と予定原告人數
		6月	7月	
役員	37	37		
機関	48	27	21	
海老名	20	13	7	
座間	29	22	7	
相模原	47	35	12	
町田	11	10	1	
藤沢・茅ヶ崎	39	22	17	
大和第1	98	58	40	6/6(18人)
大和第2	92	65	27	6/7(24人)・6/14(3人)
大和第3	109	78	31	6/31(24人)・6/20(16人)・6/27(21人)
大和第4	105	81	24	6/30(27人)・6/13(15人)・6/21(16人)・6/28(24人)
大和第5	9	9		6/14(6人)
大和第6	33	16	17	
合 計	677	473	204	

\*陳述書（居住状況）は原告全員が作成します  
作成日程等の詳細は決算次第お知らせします

陳述書作成の  
取り組みから

相模原支部 片岡 利男

4月より取り組まれている陳述書の作成は、厚木基地の航空機騒音によって原告が様々な形で受けている被害の具体的な実態を、裁判所に理解させる重要な証拠書類になるだけに、相模原支部では、陳述書作成の原告をしっかりとサポートできるよう3月中旬から取り組みをはじめました。

訴訟団事務局より示された「陳述書作成聞き取り日程表」により、先ず地域別に会場（4箇所）を確保し、その上で弁護団より推薦された陳述書作成原告と会場別の日程調整に当たり、要請文と下書き用紙の事前配布も、郵送を避けて訪問を基本に対応しました。

一連の取り組みで最も重視したことは、作成原告が「爆音で受けている被害の状況をそのまま具体的に下書きして頂くこと」でした。そのため支部として「被害の参考例」をつくり、訪問をして趣旨や書き方の説明を行なう等書きの徹底をはかりました。

この結果、4月に選定された35名の陳述書の作成は順調に終えることができました。また、内容的にも、直接に当たった弁護士の先生から「被害の内容をよく捉えていた」との感想を頂きましたので、7月以降実施する12名についても、この方法で取り組みたいと思っています。

## これからの口頭弁論期日

第7回口頭弁論：6月22日（月）集合12時30分（横浜スタジアム前）  
報告集会：「波止場会館」（裁判所より徒歩5分）

第8回口頭弁論：9月16日（水）13時30分～

第9回口頭弁論：11月16日（月）13時30分～

## 空母艦載機また深夜に飛行

周辺各自治体に市民の苦情が殺到

5月11日（月）と12日（火）に厚木基地所属の米海軍艦載機が、深夜1時前まで轟音を響かせて飛行するという、私たちの「平和で静かな空を！」の願いを踏みにじる暴行を行いました。

私たちが入手した情報では

《夜10時以降の70dB以上の測定回数》

町田市	11日	6回	12日	7回
相模原市	11日	6回	12日	11回

《午前0時以降の騒音測定 5月13日》

・相模原市の測定点・鶴園小学校（厚木基地北端より約6.4Km）では

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 午前0時17分 | 最高音 72.2dB |
| (2) 午前0時29分 | 最高音 79.8dB |
| (3) 午前0時39分 | 最高音 98.2dB |

と、3回の騒音が記録されました。

・大和市の測定点・滑走路北側1Km地点では午前0時から45分間に、70dB以上を6回測定しています。当然のことながら、各自治体には市民からの苦情が殺到しました。

《各市に寄せられた苦情件数》

町田市 31件	相模原市 61件	大和市 144件
---------	----------	----------

深夜飛行が行われたのは、長期修理後の試験航行を行っていた「ジョージ・ワシントン」への発着訓練ではないかと見られています。

## 5月22日（金）座間防衛事務所への抗議と要請行動

これに関連して、5月22日（金）午前10時から厚木爆音訴訟団では、「座間防衛事務所」へ「最近の爆音のひどさ」「P3Cの周回飛行」「自治体・学校の行事開催中の訓練飛行」などに対して、文書を手渡すとともに強硬な抗議と要請を行いました。（19名参加）

日刊

09-6-14

米海軍厚木基地の空母艦載機 騒音  
相模原市と  
**夜間飛行に苦情殺到**

12日深夜 13日前0時過ぎ



米海軍厚木基地の空母艦載機騒音  
相模原市と  
**夜間飛行に苦情殺到**

苦情の電話は月ごとに集計され発表されています。米軍は苦情件数で  
うるささを判断するとそうです。

苦情の電話をしようと  
「轟音がうるさいときの行動と、苦情の電話をしよう」と書

抗議の電話は

防衛省南関東防衛局座間防衛事務所

電話：046-261-4332

夜間・休日：045-211-7336

苦情の電話は各市の渉外課・基地対策課・企画調整課へ

大和市基地対策課・046-260-5312

大和市役所・046-263-1111

練馬市基地対策課・0467-70-5604

海老名市企画調整課・046-235-4634

座間市渉外課・046-252-8307

相模原市渉外課・042-769-8207

藤沢市渉外課・0466-25-1111（代）内線2181

町田市企画調整課・042-724-2103

神奈川県基地対策課・045-210-3375

